

記入例

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書

令和 〇 年 4 月 25 日

注1) 様式の印刷について
A4用紙に両面印刷してください。
1面と2面が別々の用紙にならないようご
注意ください。

〒123-△△△△
神奈川県横浜市中区〇〇町△-△
氏 名 桜木 花子
電話 番号 090-2222-△△△△
借受人との関係 本人

下記のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還の免除を申請します。

借受人番号	25 KN 000	借受人氏名	桜木 花子
資金の種類	入学準備金・就職準備金		
申請理由 ※該当番号に☑をつける	☒ 1 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、横浜市内等において所定期間引き続き取得した資格が必要な業務に従事した ☐ 2 業務上の事由による死亡又は心身の故障のため業務を継続できなくなった ☐ 3 死亡又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還できなくなった ☐ 4 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難と認められ、履行期限後に返還を請求した日から5年以上経過した ☐ 5 横浜市内等において、1年以上取得した資格が必要な業務に従事した		
申請内容	借入総額①	500,000 円	
	返還済額②	0 円	
	返還免除額	①-②= 500,000 円	

(注1) 申請書提出後、貸付金の返還が滞り、返還免除の申請が認められない場合があります。
(注2) 「求職期間」について 期間中に返還免除の申請はできません。必ず就業した状態で5年間の期間満了を迎えるものとします。状況に応じて個別に判断するものです。詳細は、貸付金返還免除申請書(様式第13号)を参照してください。

従事先①	施設	〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科	
	所在地	〒19-△△△△ TEL 045-999-△△△△	
	職	横浜市神奈川区〇〇町△-△	
	従事期間	看護師 令和 〇 年 4 月 1 日～令和 〇 年 3 月 31 日まで／現在まで (うち休職期間 令和 〇 年 3 月 1 日～令和 〇 年 3 月 31 日まで)	
求職期間		令和 〇 年 4 月 1 日～令和 〇 年 5 月 31 日まで／現在まで	
従事先②	施設名称	社会福祉法人みなと〇会 みなと〇〇保育園	
	所在地	〒777-△△△△ 横浜市西区〇〇町△-△	
	職種	看護師	
	従事期間	令和 〇 年 6 月 1 日～ 年 月 日まで／現在まで (うち休職期間 年 月 日～ 年 月 日まで)	

注3) 「現在まで」
免除申請日(様式右上日付を指します)。

(注3) 産休等休職期間について、雇用が継続されている場合は「従事期間」に含めて記入してください。

記 入 例

返還免除について

以下の免除理由に該当する場合は、返還免除申請を行うことができます。

免除理由により、必要な提出書類が異なりますので、確認の上、申請書と併せてご提出ください。

〈返還免除について〉

横浜市社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則より

(返還の債務の当然免除)

第 11 条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 訓練促進資金

ア 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から 1 年以内に就職し、横浜市内において、取得した資格が必要な業務に、5 年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。）従事したとき。
ただし、横浜市内に居住している期間内においては、横浜市内で業務に従事した期間についても、当該業務従事期間に算入するものとする。

イ アに規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の裁量免除)

第 14 条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に規定する範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額の全部又は一部

(2) 略

(3) 第 11 条第 1 項第 1 号の ア に規定する業務に 1 年以上従事したとき
返還の債務の額の一部

〈添付書類〉

- ①規則第 11 条第 1 項第 1 号の ア に該当する者
 - ・業務従事届（様式第 11 号）
- ②規則第 11 条第 1 項第 1 号の イ に該当する者
 - ・労働災害の認定を証明する書類
 - ・死亡届（様式第 13 号）
 - ・死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- ③規則第 14 条第 1 項第 1 号に該当する者
 - ・死亡届（様式第 13 号）
 - ・死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- ④規則第 14 条第 1 項第 3 号に該当する者
 - ・業務従事届（様式第 11 号）

〈留意事項〉

第 11 条第 1 項第 1 号の イ でいう「心身の故障のため業務を継続することができない」とは、長期にわたり就労が不可能であることに加え、社会的に自立生活を営むことが困難であると認められる状態のことを意味します。
第 14 条第 1 項第 1 号については、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難な場合に限り個別に適用するものです。
第 3 号については、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しません。